

平成30年度第2回京都市男女共同参画審議会摘録

〈日 時〉 平成31年3月27日（水） 午後3時から午後4時30分

〈場 所〉 京都市消費生活総合センター 研修室

〈出席委員〉 赤瀬 史（日本労働組合総連合会京都府連合会副事務局長）
葛西 順子（株式会社ワコールホールディングス 取締役 執行役員ダイバーシティ・グループ人事支援室長）
佐伯 久子（京都市地域女性連合会会長）〈副会長〉
鈴木 ちよ（市民公募委員）
筒井 淳也（立命館大学産業社会学部教授）〈会長〉
手嶋 昭子（京都女子大学法学部教授）〈副会長〉
藤野 敦子（京都産業大学現代社会学部教授）
三浦 晶子（京都府医師会理事）

〈欠席委員〉 国松 治一（弁護士）
日比野敏陽（京都新聞社論説委員）
山森 亮（同志社大学経済学部教授）

〈傍聴者〉 1名

〈議題〉 1 第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」（改定版）の平成31年度推進計画について
（1）【重点分野】DV対策の強化
（2）【重点分野】真のワーク・ライフ・バランスの推進
（3）平成31年度推進計画
2 男女共同参画に関するアンケートの実施について
3 その他報告事項
（1）京都市男女共同参画センター指定管理者選定について
（2）京都市男女共同参画センター条例改正について
（3）京都女性活躍応援計画の改定について

〈内容〉（○委員、●事務局）

1 第4次京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」（改定版）の平成31年度推進計画について

（1）DV対策の強化

- 加害者対策として、加害者更生プログラムに京都府と連携して取り組むことだが、既に民間団体が実施しているプログラムを使用することを想定しているのか。
- この度、京都府において、DV対策に係る計画を改定し、新規の取組として加害者更生プログラムが盛り込まれた。具体的な取組は、平成31年度に本市を含めた関係機関で構成される検討会を設置し、検討すると聞いており、現時点では未定である。
- 加害者更生プログラム実施団体のネットワーキングに関わったが、プログラムの内容によつては、加害者が被害者を責めることにつながりかねないと感じた。プログラムの内容は大変重要であるため、しっかり検討していただきたい。
- 「3（1）児童相談所等との更なる連携」や「（2）府家庭支援総合センターとの連携の強化」は喫緊の課題であるため、期限を明示して取組を進めるべきである。
- DV及び児童虐待に係る関係機関の更なる連携については、これまでDVセンターで児童虐待を認知した場合には、必要に応じて情報共有したり、被害者が児童相談所に相談に行く際の同行支援を行ったりしている。ただ、両者間でどこまで情報共有するべきかなど、整理の必

要もあるため、明確な時期まではお示しできないが、喫緊の課題として早急に取り組んでまいりたい。

- 「4（3）被害者の保護及び自立支援の充実」について、DV被害者にとって、まずは一時避難が大切である一方、避難後の生活を安定させるためには、継続雇用できるような制度の導入を企業に働き掛ける必要がある。ILOにおいて、仕事におけるハラスメントの根絶に向けた条約が検討される中で、DV被害者の有給休暇制度やストーカー被害者のフレキシブルな労働形態が着目されているが、自立支援にも、こうした観点が必要だ。
- 企業の休暇制度等に関して本市から直接働き掛けすることは難しいが、他国での導入例の発信などに努めたい。
- 困難な問題を抱える女性への支援については、行政窓口でDV被害について申告がされないと、生活困窮者として施設入所等が措置されるだけとなってしまい、DV被害が認知された場合とで、受けられる行政サービスが異なることが問題となっている。窓口職員による横断的な対応が可能となるようにするべき。
- 本市のDV相談支援センターには一時保護機能がないため、必要に応じて一時保護施設のある京都府家庭支援総合センターに引き継いでいるが、同センターはDVだけでなく、児童虐待や引きこもり、高齢者の問題等、様々な問題に総合的に対応する機関であるため、京都府との緊密な連携の下、幅広な視点により対応していきたい。
- 「2 男性被害者等への対応の検討」について、男性のためのDV電話相談を実施されているが、男性にとって電話での相談はハードルが高いのではないか。インターネットやSNSなど、気軽に相談できる手法についても今後検討いただきたい。
- 男性のためのDV電話相談は月2回実施しているが、相談件数は年間30件弱と、あまり多くない。相談窓口の認知度の問題もあるが、男性被害者のうち、実際に相談する方は1割程度であり、なかなか相談に結び付いていない状況がある。平成31年度からは、ウィングス京都の指定管理事業として、中長期的な観点で取り組むこととしており、相談手法についても検討していきたい。

(2) 真のワーク・ライフ・バランスの推進

- 「3（1）保育所等整備事業」で、待機児童ゼロを継続するため、受入児童の枠の拡大はどのように進めるのか。
- 過去10年で5千人以上の受入枠を拡大し、平成31年4月に向けては約370人分の拡大予定である。平成32年度に向けても、保育所整備や老朽化対策と併せて、受入枠を拡大していく。このほか、病児保育や一時保育も毎年拡大している。
- 家族形態の多様化や共働き世帯の増加を受け、保育所が整備される一方、シングルマザーや夜間に労働する人が増えている。こうした観点での対応も検討いただきたい。
- 「3（1）保育所等整備事業」に関して、保育士の賃金水準の低さや人材確保の難しさも課題であるが、京都市における保育士の賃金水準はどうか。
- 保育士の人材確保は、保育所整備と共に重要なものである。平成29年度の京都市の民間保育所等の保育士の平均給与は年額470万円弱と、全国平均の約1.4倍の水準であるが、更なる処遇改善策として、31年4月からは月額3千円程度増額するほか、学童クラブ等の職員の時給単価の引上げも行われると聞いている。
- 保育士の給与は、保育所によって格差があるのか。
- モデルとなる給与表があるとは聞いている。また、昨今、保育士の仕事は、園児の管理や保護者の対応など、精神的にも肉体的にもハードであり、なり手が少なくなっているという課題がある。

(3) 平成31年度推進計画

- L G B T 等の性的少数者に係る取組は、啓発だけでなく、課題解決に向けた取組を進めたいただきたい。

2 男女共同参画に関するアンケートの実施について

- アンケートの名称には、「働き方」や「ワーク・ライフ・バランス」を付けた方が男性にも興味を持っていただきやすい。
- 男性に自分ごととして意識してもらえるよう名称は工夫したい。
- 郵送調査は、比較的在宅時間の長い高齢者や女性からの回答が多くなり、10代や20代の若年層からの回答は集まりにくい傾向にある。郵送とインターネットの使い分けを検討すべき。

また、2種類のアンケートを1本化することで全体の分量が多くならないよう気を付けた方が良い。郵送調査の場合、調査票が10ページを超えると、選択肢が10を越えたりすると回答率が下がる傾向にある。

- 大学生などの若年層にとって、「ワーク・ライフ・バランス」は身近な問題として捉えられず、回答が難しいのではないか。対象は、18歳以上よりも20歳以上とした方が良いのではないか。
- 10代の方にとって、「ワーク・ライフ・バランス」の概念が親しくないのであれば、その理念を浸透させる効果を見越し、対象とすべきだと思う。
- どちらの御意見も回答率を高める観点、また理念の浸透を図る観点から重要な意見である。実施手法については、インターネット調査の導入も含めて、今後、検討してまいりたい。
- 新たに取り上げる「防災」の質問項目はどのようなものか。
- ウィングス京都においては、これまでから、男女共同参画の視点による防災対策事業を実施している。災害発生時には、避難所運営における女性の視点の重要性が指摘されるほか、避難所等での性暴力、性被害といった課題もある。こうしたことを踏まえ、検討したい。
- マタニティ・ハラスメントを新たに取り挙げているが、女性だけの問題に偏らないよう、パタニティ・ハラスメントについても質問項目に入れた方が良い。
- L G B T に関する質問項目を入れた方が良い。また、性別記入欄の在り方は配慮するべきである。
- 今年度実施した人権に関する意識調査において、L G B T 等の性的少数者に関する質問項目が設定されている。また、性別記入欄については、全序的な取組として見直しを行っており、当課で実施するアンケートにおいても留意したい。

3 その他報告事項

(1) 京都市男女共同参画センター指定管理者選定について

- 指定管理者はいくつの事業者から選んだのか。
- 応募は（公財）京都市男女共同参画推進協会の1団体のみであった。前回の公募時は、同協会とN P O 法人の2者から応募があった。
- 同協会は、職員が高齢化しているということであるが、同協会において団体を持続させるための取組は考えているのか。
- これまでも職員の新規採用を行ったが、定着せず、職員の高齢化につながっている。平成31年度には、新たに2名の職員を採用するほか、給与制度の改定など、職員が定着するような環境づくりにも取り組まれると聞いている。

(2) 京都市男女共同参画センター条例改正について

- 京都市内の会議室は不足傾向にある。ウイングスの会議室等の稼働率の実績をよく確認し、モニタリングした方が良い。
- ウイングスの利用料金は、条例で定めているのか。
- 条例では上限額を定めており、上限額の範囲内で、市長の承認の下、指定管理者が利用料金を定めるものである。
- 相談室の廃止の背景には、何かあるのか。
- 相談を行う場所は相談室に限らないことから、条例上の区分を削除するものである。相談室自体をなくすものではなく、相談事業も継続する。